

平成 2 1 年第 4 回

香美市議会臨時会会議録

平成 2 1 年	7 月 2 8 日	開	会
平成 2 1 年	7 月 2 8 日	閉	会

香 美 市 議 会

平成 2 1 年 第 4 回

香美市議会臨時会会議録

平成 2 1 年 7 月 2 8 日 火曜日

平成 2 1 年第 4 回香美市議会臨時会会議録

招集年月日 平成 2 1 年 7 月 2 8 日（火曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 7 月 2 8 日火曜日（会期第 1 日） 午前 9 時 3 0 分宣告

出席の議員

1 番	山 岡 義 一	1 4 番	島 岡 信 彦
2 番	矢 野 公 昭	1 5 番	依 光 美代子
3 番	山 崎 龍太郎	1 6 番	黒 岩 徹
4 番	大 岸 眞 弓	1 7 番	竹 内 俊 夫
5 番	織 田 秀 幸	1 8 番	山 本 芳 男
6 番	比与森 光 俊	2 0 番	大 石 綏 子
7 番	千 頭 洋 一	2 1 番	西 山 武
8 番	小 松 紀 夫	2 2 番	西 村 芳 成
9 番	門 脇 二三夫	2 3 番	坂 本 節
1 0 番	山 崎 晃 子	2 4 番	石 川 彰 宏
1 1 番	片 岡 守 春	2 5 番	中 澤 愛 水
1 3 番	竹 平 豊 久		

欠席の議員

1 2 番	久 保 信 彦	1 9 番	前 田 泰 祐
-------	---------	-------	---------

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市 長	門 脇 慎 夫	商工観光課長	高 橋 千 恵
副 市 長	石 川 晴 雄	建設都計課長	中 井 潤
収 入 役	明 石 猛	下水道課長	佐々木 寿 幸
庁舎建設担当参事	前 田 哲 雄	環 境 課 長	横 谷 勝 正
総 務 課 長	法光院 晶 一	ふれあい交流センター所長	田 中 育 夫
企 画 課 長	濱 田 賢 二	健康づくり推進課長	片 岡 芳 恵
財 政 課 長	後 藤 博 明	地籍調査課長	田 島 基 宏
収 納 管 理 課 長	阿 部 政 敏	林 政 課 長	岡 本 博 臣
防 災 対 策 課 長	吉 村 泰 典	《香北支所》	
住 民 課 長	山 崎 綾 子	支 所 長	二 宮 明 男
保 険 課 長	岡 本 明 弘	地 域 振 興 課 長	竹 内 敬
税 務 課 長	高 橋 功	《物部支所》	
福 祉 事 務 所 長	小 松 美 公	支 所 長 兼 参 事	萩 野 泰 三
農政課長兼農業委員会事務局長	宮 地 和 彦	地 域 振 興 課 長	西 村 博 之

【教育委員会部局】

教 育 長 明 石 俊 彦 幼 保 支 援 課 長 山 崎 泰 広
教 育 次 長 鍵 山 仁 志 生 涯 学 習 課 長 九 内 一 秀
学校教育課長兼学校給食センター所長 和 田 隆

【消防部局】

消 防 長 竹 村 清

【その他の部局】

水 道 課 長 久 保 和 昭

職務のため会議に出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 小 松 清 貴 議 会 事 務 局 書 記 府 川 愛

市長提出議案の題目

報告第 19号 専決処分事項の報告について

学校給食費滞納整理における和解について

議案第 79号 香美市営バス事業に係る施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 80号 市有財産の無償貸付けについて

議案第 81号 財産の取得について

議事日程

平成21年第4回香美市議会臨時会議事日程

(会期第1日目 日程第1号)

平成21年7月28日(火) 午前9時30分開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

1. 議長の報告

2. 市長の報告

(1) 専決処分事項の報告について

報告第 19号 専決処分事項の報告について

学校給食費滞納整理における和解について

(2) 行政の報告並びに提案理由の説明

日程第4 議案第 79号 香美市営バス事業に係る施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第5 議案第 80号 市有財産の無償貸付けについて

日程第6 議案第 81号 財産の取得について

会議録署名議員

9番、門脇二三夫君、10番、山崎晃子君(会期第1日目に会期を通じ指名)

議事の経過

(午前 9時30分)

○議長（中澤愛水君） おはようございます。ただいまの出席議員は23人です。定足数に達していますので、これから平成21年第4回香美市議会臨時会を開会をします。

議事日程に入る前に報告をいたします。12番、久保信彦君と19番、前田泰祐君は入院のため欠席という連絡がありました。

これから日程に入りますが、その前に平成21年第4回香美市議会臨時会を開会するに当たり一言ごあいさつを申し上げます。

去る7月21日には衆議院が解散をされ、8月18日に公示、30日に選挙と政局も慌たしくなりました。また、例年より梅雨明けもおくれておりますが、山口県防府市の土石流災害に続いて先週末には福岡県や長崎県、佐賀県等で11人が死亡するなど、集中豪雨による惨事が続いております。被害を受けられた方々にはお見舞いを申し上げますとともに、お亡くなりになられた方々のご冥福を心からお祈りを申し上げます。

さて、議員の皆様方には何かとご多忙の中ご参集をいただき厚く御礼を申し上げます。

本議会には、報告案件1件、議案第79号、香美市営バス事業に係る施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、議案第81号、財産の取得についてまでの3議案が上程をされております。慎重な審議の上、適切妥当な決定がなされますようお願いをいたしまして開会のあいさつといたします。

議事日程は、お手元にお配りをしたとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の定めるところにより、今期臨時会を通じて9番、門脇二三夫君、10番、山崎晃子君の両君を指名をいたします。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

本件については、議会運営委員会で協議をいただいておりますので、委員長から報告を求めます。議会運営委員会委員長、山本芳男君。

○議会運営委員会委員長（山本芳男君） 改めましておはようございます。18番、山本でございます。

本日招集されました平成21年第4回香美市議会臨時会の運営につきまして、先ほど開催されました議会運営委員会の協議の結果の報告をします。

まず、会期につきましては、お手元にお配りしました予定表のとおり本日1日としました。なお、会期の延長を必要とする場合については、議長に一任することになりました。

続きまして、会期中の会議ですが、本日の臨時会に付議された3件の提出議案については、委員会付託を省略し本会議方式により審議に付し採決まで行うことと決定をいたしました。

その他議会運営につきましては従来のとおりですので、議員各位の格段のご協力をお

願いをいたします。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（中澤愛水君） 委員長の報告を終わります。

お諮りをします。臨時会の会期は、委員長報告のとおり本日１日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（中澤愛水君） 異議なしと認めます。よって、会期は、本日１日と決定をしました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、先ほど議会運営委員会委員長からも報告がありましたが、お手元にお配りをしております予定表のとおりであります。

【会期及び会議の予定表 巻末に掲載】

日程第３、諸般の報告を行います。

初めに、議長の報告をします。

平成２１年第３回議会定例会において決定いたしました、核兵器廃絶の国際条約締結へ、政府の具体的な努力を求める意見書、「農地法の一部を改正する法律」の凍結を求める意見書、以上２件の意見書は、衆参両院議長及び内閣総理大臣並びに関係の各大臣へそれぞれ送付をいたしました。

次に、市長から地方自治法第１８０条の規定により、報告第１９号の専決処分事項について報告書のとおり報告がありました。

また、監査委員から例月出納検査報告書が提出をされています。

その他の報告事項につきましては、お配りしました議長報告書のとおりであります。

日程第４、議案第７９号、香美市営バス事業に係る施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第６、議案第８１号、財産の取得についてまで、以上３件を一括議題といたします。なお、議案第８１号は追加案件であります。

行政の報告並びに提案理由の説明を求めます。市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） おはようございます。本日ここに平成２１年第４回香美市臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましてはご多用の中ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。また、日ごろは住民福祉向上に対しまして各地域でのご活躍に心から敬意と感謝を申し上げます。

早速でございますが、本臨時会に付しております報告案件並びに議案に対する提案説明を申し上げます。

報告第１９号は、専決処分事項の報告についてでございます。学校給食費の滞納整理における和解についてでございます。

議案第７９号は、香美市営バス事業に係る施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

議案第 80 号は、市有財産の無償貸付けについてでございます。この件につきましては、6 月議会でもご審議いただきましたが、香北町菌床生産組合に対して菌床生産センターの土地を除く建物及び生産施設、備品一式について無償貸し付けするための議会の議決を求めるものでございます。

議案第 81 号は、財産の取得についてでございます。平成 21 年 7 月 23 日に指名競争入札に付しました水槽つき消防ポンプ自動車を取得するものでございます。

なお、詳細につきましては、それぞれ担当職員から説明を申し上げます。議員各位におかれましては、審査の上、適切なるご決定を賜りますようお願いを申し上げます。

以上で提案説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（中澤愛水君） これで市長の行政の報告並びに提案理由の説明を終わります。

これから、報告第 19 号の専決処分事項について質問を受けたいと思います。質問はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 質問がないようでありますので、質疑を終わります。

以上で報告に対する質問を終わります。

お諮りをします。先ほど議会運営委員会委員長から報告がありましたが、本臨時会に提案された議案第 79 号から議案第 81 号までの案件は、会議規則第 37 条第 3 項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（中澤愛水君） 異議なしと認めます。よって、本臨時会に提案された議案第 79 号から議案第 81 号までの案件は、委員会付託を省略することに決定をしました。

これから、日程第 4、議案第 79 号、香美市営バス事業に係る施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

執行部から提案理由の補足説明を求めます。企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 皆さん、おはようございます。

議案第 79 号、香美市営バス事業に係る施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

平成 21 年 7 月 28 日提出、香美市長 門脇槇夫

香美市営バス事業に係る施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

香美市営バス事業に係る施設の設置及び管理に関する条例（平成 18 年香美市条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

なお、本文は省略をさせていただきまして、提案理由の説明と補足説明をさせていただきたいと思います。

提案理由の説明ですけれども、議案 79－3 ページをおあけください。

提案理由

精神障害者の社会復帰、社会参加の促進を目的として、市営バス事業及び香美市通学

バス事業の旅客使用料の割引制度の拡充を図る。

併せて、香美市通学バス事業に通勤定期旅客使用料及び回数旅客使用料の制度を追加し、香美市営バス事業との割引制度の整合を図る。

ということで提案をさせていただきましたけども、議案 79-1 ページの下の方 2 行、「附則」の中の「（香美市通学バスの運行及び管理に関する条例の一部改正）」というがちょっとわかりにくくなっていると思いますけども、今回はその市営バス事業に係る部分と通学バスの関係を一括してお出しさせていただいたということでございます。

それで、同じような表が次のページにあるという部分でわかりにくいと思いますけども、まず、その議案 79-1 ページは市営バスの分に係る部分でありまして、議案 79-2 ページ以降にあります議案は通学バスに係る分ですので、そういう見方をしていただけだと思います。さきの議会で整備をいたしました市営バスに混乗形態をとっております通学バスも同じ適用になるよう今回整備をするということになっておりますのでよろしくお願いいたします。

なお、市バスでは、前は知的障害者を入れましたけども、精神障害者割引の部分が欠落しておりますので、今回改めて追加をさせていただくものです。よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 説明が終わりましたので、これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

4 番、大岸眞弓君。

○4 番（大岸眞弓君） ちょっと 1 点だけ伺いたいです。

精神障害者も割引の対象になったということで結構だと思いますけれども、この議案 79-1 ページの「（施行期日）」のところで、「この条例は、公布の日から施行する。」という、この「公布の日」というのはどっちのほう、いつからということになりますか？前の条例の日からですか。

○議長（中澤愛水君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） まず、議決をいただきましたら、それから手続をしまして公布をしますので、できるだけ早い段階で対応したいというふうに考えております。

ただ、日にちについてはきょうあすということになるかどうか、ちょっと申し上げ…。

（4 番、大岸眞弓君、自席から「ちょっと聞き取りにくい。」と発言する。）

○企画課長（濱田賢二君） 議決をいただいたらその後決裁処理をして、早い段階で告示をするということになります。したがって、きょうあすという、ちょっと日にちはお示しをしにくいですが早くしたいと思っております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑ありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。
これから、討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 討論がないようですから、これで討論を終わります。
これから、議案第 79 号を採決いたします。
本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第 79 号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 5、議案第 80 号、市有財産の無償貸付けについてを議題とします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。林政課長、岡本博臣君。

○林政課長（岡本博臣君） おはようございます。

議案第 80 号、市有財産の無償貸付けについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、次のとおり市有財産を無償で貸し付けることについて、議会の議決を求める。

平成 21 年 7 月 28 日提出、香美市長 門脇慎夫

1 貸し付ける財産

香美市菌床生産センターの土地を除く建物及び生産施設、備品一式

2 貸付けの相手方

香美市香北町大井平 255 番地

香北町菌床生産組合 組合長 野島民雄

3 貸付期間

平成 21 年 8 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日まで

提案理由

当施設は、旧香北町が山村地域の産業振興、活性化に寄与するために平成 2～4 年度に整備し、当時から香北町菌床生産組合が施設使用者として菌床の生産を続け、行政が、施設の管理者として、施設の増設や修繕、備品の新規購入、更新等で組合の事業を支援してきた結果、現在、組合の経営もある程度安定し、菌床椎茸生産量では、当市が高知県下第 1 位の産地となっている。このことから、町立で始めた菌床生産センターは、政策上、一定の成果を上げることができたと判断される。

こうした経過をふまえ、今後のセンターの運営については、当センターの使用者であり市内で唯一の菌床製造者である当組合が、施設の管理、製造も含めて全般的に自立していけるような支援の方向に転換したい。

ついては、当組合に、センターの敷地を除く全施設を現状での使用貸借にて無償貸し付けしたく議決を求めるものです。

ご審議をお願いいたします。

参考資料としまして、市有財産使用貸借契約書（案）を添付しております。

そして、貸し付ける施設の内容でございますが、菌床センター建物（別表１）というのがございます。この中で、平成３年３月２０日に導入しました菌床製造棟、第１培養棟、鉄骨スレートぶき平家１，３８４平米、価格でございますが、１億４，３４７万９，０００円と、平成４年２月４日に導入しました第２培養棟、鉄骨スレートぶき平家２８３平米、４，３９５万８，０００円と、平成５年３月１０日に導入しました第３培養棟、鉄骨スレートぶき平家２７４平米、４，１４０万６，０００円と、倉庫がございまして木造波型スレートぶき平家建て５９平米、以上４棟の建物と、次のページに菌床生産センターの備品類を上げております。通番ということで左に番号を振っておりますが、これ飛んだところがございまして、最終ページまでかなり備品類がございまして、全部で１，１２４点の備品類がございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（中澤愛水君） 説明が終わりましたので、これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

３番、山崎龍太郎君。

○３番（山崎龍太郎君） ３番。

過日の６月議会において、設置及び管理に関する、このセンターの条例を廃止する条例が可決されたばかりという中で、それで、今回議案第８０号ということで無償貸し付けの議案が出てきたということで、そこら辺の、ここに至った経過というか背景というか、何に整合性がなかったかということになったのかということをお尋ねしたい。条例上では、財産の部分で財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例ということで普通財産の無償貸し付け等について第４条でうたわれてるわけですけど、これに対しての整合性がなかったというふうな見方でいいのか。全体的な流れについてまず１点お尋ねします。

○議長（中澤愛水君） 林政課長、岡本博臣君。

○林政課長（岡本博臣君） お答えをいたします。

ちょっと長くなりますけど、地方自治法第２３８条の４第１項の規定におきまして、行政財産の管理及び処分につきましては例外規定を除く以外これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与することができないことになっておりますので、香美市菌床生産センターの設置及び管理に関する条例を廃止し、普通財産にした上で無償貸し付けを行うということにしておりました。

普通財産につきましては、地方自治法第２３８条の５第１項の規定により無償貸し付けができることになっております。無償貸し付けにつきましては、地方自治法第９６条第１項第６号の規定により、条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、もしくは支払い手段として使用し、または適正な対価なくしてこれを譲渡し、も

しくは貸し付けることについては議会の議決を要することになっておりますが、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例、香美市条例第72号、第4条では、「普通財産は、次の各号のいずれかに該当するときは、これを無償又は時価よりも低い価額で貸し付けることができる。」となっております。同条第1号で、「他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき。」となっておりますので、香北町菌床生産組合は、菌床生産活動は公益性が高く公益事業の用に供するという判断に基づきまして無償貸し付けを行いたいと考えておりまして、公共性の判断としましては香北町菌床生産組合同約第3条におきまして、「本組合は、茸菌床の生産・供給を行い、茸生産農家の経営向上と茸栽培の産地化を目指すとともに、本市農林業振興に寄与することを目的とする。」また、第4条におきまして、「本組合は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。」ということで、①としまして「優良で低価格の茸菌床の生産・供給」、②としまして「生産農家に対する茸栽培の技術・指導」ということになっておりますので、公益性があると解釈しまして、議会の議決を得なくても契約はできるというふうに判断しておりましたが、6月30日の条例廃止の議決後におきまして、県市町村振興課等の見解では、条例上の公益事業は自治用語としても公衆の日常生活に必要不可欠なもの、またはサービスを提供する事業などの運輸、郵便、通信、電話、電気、ガス、水道などの事業であり、また公共用に供すると判断するのにも、そのサービスが生産農家、組合員を対象とするに限定されたものであり、菌床の製造については適用できないとの結論に至ったわけでございます。

このため、組合に無償貸し付け、使用貸借するには地方自治法第96条第1項第6号の規定による議会の議決が必要となり、今回の臨時会で上程をさせていただいております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 大変丁寧に説明していただいたわけですが、結果的に言ったら判断が甘かったということになるかと思うんですが、実際私企業が利益を上げるわけですのでね、ということがおおむね正解だというふうに私は思ってたわけですが、実際そこら辺の点について、ところが担当課の判断がちょっと甘かったということになるかということになるかと思います。

それで、ちょっと逆の視点から聞きますけど、この有償貸し付けというものについてですが、建物、ちょっと戻るかもしれませんが検討はなされなかったのかということと、それと、もう1点、このセンターの敷地の使用料ですわね。これは香美市行政財産使用料条例ということでうたわれていろいろ書かれているわけですが、実際幾らいただいているのか。その点をちょっとお尋ねします。

○議長（中澤愛水君） 林政課長、岡本博臣君。

○林政課長（岡本博臣君） 最終的まで詰めをしていなかったと言えればそれまでにな

りますが、なかなかその時間的な余裕ありませんでしたので、結果的にこういうことになりました。最初は無償譲渡ということではあったけど、それはなかなかいろんな関係で、税がかかるとかいうことでできないということになりまして、そしたら使用貸借ということになりまして、使用貸借につきましてはそれでやるということで進めてきまして、現在のようになっております。

それと、土地につきましては、現在は市の財産として、市が建てておる施設そのものを幾らかで貸しておったところですので、現在は使用料はいただいておりますが、施設の使用貸借を行った後は、土地については賃貸借で菌床生産組合のほうに貸し付けることになります。

○議長（中澤愛水君） 3 番、山崎龍太郎君。

○3 番（山崎龍太郎君） ということは、使用料は今までいただいてなくて今後いただくということで、土地については賃貸借を結ぶということですが、これはあくまでもこの香美市行政財産使用料条例にのっとっていただくものなのか。それともその中に市長の判断、市長が特に必要と認めるときということで減免できたりしますけれども、そこら辺は加味されるのか、その点をお尋ねします。

○議長（中澤愛水君） 林政課長、岡本博臣君。

○林政課長（岡本博臣君） 土地の金額というか借地料につきましては、現在台帳面積で2,942平米ございます。それで、月額この金額で計算しますと5万5,340円という金額になりますので、そういう金額で貸し付けることになります。

○議長（中澤愛水君） 14 番、島岡信彦君。

○14 番（島岡信彦君） 済みません。関連ですが、この参考資料に出ています土地の賃貸料の負担については、この（市有財産使用貸借契約書（案））第16条で、「本契約の締結に伴い別途、甲と土地の賃貸借契約を同時に締結し」とありますので、無償で建物を、市の財産を貸す。そしたら、土地の部分については、その契約書も同時にこれは並行してやらんといかんではないでしょうか。

○議長（中澤愛水君） 林政課長、岡本博臣君。

暫時休憩いたします。

（午前 9 時 59 分 休憩）

（午前 9 時 59 分 再開）

○議長（中澤愛水君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

林政課長、岡本博臣君。

○林政課長（岡本博臣君） 建物と土地とは一体になっておりますので、結局建物と土地については同時に、契約書自体は別になりますけど同時に行わなければ同時に使うことはできないということになっておりますので、同時に（契約を）締結するということになります。

○議長（中澤愛水君） 14番、島岡信彦君。

○14番（島岡信彦君） それやったら、いうたら建物は無償でしょ。ほんで、土地はあるべき市有財産やき、これと一緒にあわせて相手方の契約書も出てこんといかんがやないですか？賃貸の土地の部分について月額有償でというのであったら、今言うた、いうたら5万5,000円が妥当やったら上（建物）は無償、下の土地については5万5,000円で相手方と契約した、それで同時に全部が使えるという形が本来のあれやないですか。

○議長（中澤愛水君） 林政課長、岡本博臣君。

○林政課長（岡本博臣君） ただ、今回の議案につきましては、貸し付ける財産として香美市菌床生産センターの土地を除く建物及び生産施設、備品一式ということにしておりますので、施設につきましては議会の議決が必要でございますが、土地の貸し付けにつきましては議会の議決を要しないというふうに判断しておりますので、その資料につきましては添付いたしております。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 22番、西村芳成君。

○22番（西村芳成君） 2点だけ伺いしますが、6月に条例を廃止して、8月1日からということで貸し付け期間になっておりますが、この空白の1カ月、期間はどういうような使用になったか、それをちょっと伺いたい。

それから、市有財産の無償貸し付けについて、（市有財産使用貸借契約書（案））第1条の「既存の状態」で、（別表）1、2の物件ということで、それについては「乙に無償にて使用させる。」ということですが、この備品の中で通算ナンバー788か、フォークリフトというのがあるわけですが、これは、フォークリフトそのものは貸すでしょうが保険とか整備をするときにはどういう形にするのか。使用するほうがするのか、そのことをちょっとお尋ねしたいと思う。

○議長（中澤愛水君） 林政課長、岡本博臣君。

○林政課長（岡本博臣君） 6月30日の議会におきまして条例の廃止をしておりますので契約が切れたというところになるかと思いますが、それで県の市町村振興課、また県の木材産業課、それとまた和田弁護士の方にその切れた期間はどういうふうなことになるのかと聞いてみました。そうしましたら、県の市町村振興課では、客観的に見る限り、普通財産になったからという理由で今までの契約が無効だと判断することが難しい。ゆえに短期間の取り扱いになることから、暫定的に許可が有効と市が判断することについても全くだめと判断とすることはできないと。そして、県の木材産業課では、4月1日の1年間の使用許可を有効とする根拠で、組合の使用が継続されたとして、使用貸借契約を交わすまで使用料を徴収をするのであれば国の理解が得られるのではないかということです。それと、和田弁護士は、条例を廃止した今4月1日付の使用許可が有効かどうか微妙なところだが、市の都合で一方的に許可を取り消すというのも事によ

っては損害賠償の対象になるし、普通財産の貸し付けに関する条例により契約し、使用料をいただくことも支障がありどうしようもないとすれば、暫定処置として使用許可が有効と判断し、使用貸借の契約が可能となるまで同条件により継続していくことが今考える範囲の案では妥当ではないかと判断されるということで、市の判断としては、使用許可の契約が可能となるまでの間、暫定的に有効と判断しまして、使えるというふうに解しております。

それと、フォークリフトとかのその機械器具ですけど、それにつきましては、今後は菌床生産組合のほうで保険も掛けて、そういう形でやっていくということになります。

○議長（中澤愛水君） 15番、依光美代子君。

○15番（依光美代子君） 確認ですけど、そしたら建物及び施設とか備品を無償で貸し付けるとなったら、それが傷んだときはすべて菌床センターのほうで行う。光熱費の当初予算で菌床センターでの費用、運営費として1,300万円ぐらい計上されてましたわね、それは必要なくなるということになるんですかね。

○議長（中澤愛水君） 林政課長、岡本博臣君。

○林政課長（岡本博臣君） そういうことになります。

以上です。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑ありませんか。

4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） さっき課長のご説明で、県はこれについては公共性は認めなかったということをお聞きしてちょっとびっくりしたんですけども、それで、なおかつ政策判断というか、超法規的にこれをやるためにこういう議決を求めるというので議会に提出されてるわけですが、例えばほかの、市内の大事な地場産業を育成するという点では全く反対するものではありませんが、例えばこういう扱いをしている地場産業といったら鍛造もあればユズもあればいろいろ、フラフもあれば、するわけですけども、そういうところからもしこういう申し入れがあったりしたときも同様の扱いをするのか？何かこの場合は、かまを買いかえるのに3,800万円か出ましたわね、ああいうどうも特別扱いというふうなちょっと印象も受けるんですけどもその点はどうでしょうか？全く地場産業の育成ということについて私らも反対するものではないですけども、ちょっとそういうことを感じます。それについて、担当課として超法規的にやる、それから無償で貸し付けるというその根拠ですね。土地代については幾らかいただくということなんですけど、公共的な意味合いがあるといいましても営利を目的としている団体ですよね。そこに市民が納得するかということも問いたいわけですが。

それと、もう1点、この契約書の案ですが、この第4条で乙が、生産組合のほうが使用貸借権を第三者に譲渡する、または本物件を第三者に貸し付けはならないというふうに規定して、そのすぐ次の第5条で、不可抗力その他真にやむを得ない事由により第三者への使用貸借権の譲渡も、そういう場合もあるよというふうに何か第4条をちょっと

打ち消すような条文があるんですけども、これについてはいかがなものでしょうか。仮に第5条にうたってるような状況が発生した、それがどういう場合を想定しているのかというのが1つと、もしそういうふうになったときは、乙は一たん市側に返還するのが妥当ではないでしょうか。その上でまた市がどういうふうにするかを決めて相手方と契約を結ぶか、そういうふうになっていくのが普通ではないでしょうか。どうもこの第4条、第5条の意味合いとかその整合性がわかりませんが。その2点をお願いします。

○議長（中澤愛水君） 4番、大岸眞弓君の質問で、菌床生産センターに関する答弁をまず求めます。林政課長、岡本博臣君。

○林政課長（岡本博臣君） この菌床生産組合施設につきましては、今まで数回ご説明させていただきましたが、結局合併前に旧香北町が町でやっておった、町の施設として管理をして貸し付けをしておったというのを、合併後も香美市に引き継いできておるわけでございます。そうしたことで、現在まではその施設の修繕とか維持管理につきましてはすべて市がお金を出してやっておったというのを、今回使用貸借で菌床生産組合に施設を貸し付けるということにしましたら、この後はもう菌床生産組合のほうでその維持管理費すべて支出して経営をしていかなければならないということになりますので、市民の理解等は得られるのではないかとというふうに考えております。

それと、第4条と第5条ですが、相反する内容のことを入れておりますが、これは通常では多分ないと思いますが、年度途中におきまして、香北町菌床生産組合とそれから香北椎茸組合が現在別々の団体になっておりますけど、それが将来合併するということも考えられますので、そういうことに備えてこの条文を入れております。

○議長（中澤愛水君） 副市長、石川晴雄君。

○副市長（石川晴雄君） 私のほうから、他の地場産業でこういう例のときにどうなるのかという、整合性が図れるかという質問であったかと思いますが、ケース・バイ・ケースで対応していくということが必要になろうかと思いますが、今考えられる範囲では、ほとんどの場合が団体に対して補助金を出して、団体でいわゆる取得していただくということで市の財産というのはほとんどございません、今自分の考える範囲では。そういうことで、それを無償貸し付けとかそういう形で市の財産を貸しておるというのは非常に例が少ないわけでございまして、先ほど申し上げましたとおり各団体へ補助金を出して、補助金の対応でやっておるという状況で、今回の場合も今後そういう形になっていくんじゃないかなというように考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

24番、石川彰宏君。

○24番（石川彰宏君） 24番。

「（使用貸借期間）の、第9条ですが、この第9条を見ますと「平成21年8月1日

から平成22年3月31日まで」の8カ月間となってるわけですが、これは年度途中と
いうことでこうなっちゃうかもわかりませんが、これは毎年毎年の貸借の契約の更新に
なるわけでございますか。

○議長（中澤愛水君） 林政課長、岡本博臣君。

○林政課長（岡本博臣君） 貸し付けにつきましては、自動継続はできませんので貸
付期間につきましては1年間とします。そして毎年再契約をするということになります。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 3番。

副市長の先ほどの話でちょっと確認したいんですが、団体に対して補助金等が基本で
あるということですが、実際今後、課長の話では一歩前進させて、もう市が（お金を）
出さなくて自立させていくというふうなこの菌床生産センターの中身で、補助金等出す
に当たっても今なかなか厳密になりまして、やはり補助金等も一定の成果が出たらなく
していくということですね。

ほんで、先ほど副市長の話では、今後は今回のようなケースも補助金で対応するとい
うことを言われたんですけど、補助金ありきという認識なんですかね？片一方で土地の
使用に対する使用料はいただくというけども、逆に言うと、そしたらセンターの経営状
況らを見ながら補助金等の要請があれば出すような発想もお持ちなのか、それとも実際
はそうではなくて自立していってもらおうという発想なのか、そこら辺を再度確認させ
てもらいたいと思います。

○議長（中澤愛水君） 副市長、石川晴雄君。

○副市長（石川晴雄君） お見込みのとおりでございまして、いわゆる今後は自立し
ていただく。かといって市がもう知らないよということではなくして、今後も支援はし
ていくという考え方にあります。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 支援という形の中身ですよ、ほかの、私は刃物ですけど、
そういう中身では2年3年補助金いただいたら、自立する方向性が見えたらそこで終わ
りですよということが大体常なんですよ。もちろん少額で継続して補助金いただいた
りしたケースもございすけども、実際はそういう市民の税金を補助金という格好で投
入していく中で、自立ということを認めつつも今後やっぱり補助金という形じゃなくて
別のケースを検討する。林政課長の以前の説明の中では有利なもんがあったら何か引
張ってきてもというふうな話もあったんですが、基本的に組合であるんやったら組合が
主導権持ってやるし、それに対して援助はするという、知的な部分の援助であるけれど
も、極力お金の持ち出しというのはやっぱり避ける方向も検討しなければならないとい
うのが私の見解ですけどその点をお尋ねします。

○議長（中澤愛水君） 副市長、石川晴雄君。

○副市長（石川晴雄君） いろいろ団体等で、補助金にもいろいろ形式があります。中で、特にその組織を立ち上げて運営に対する補助金等につきましては何年かの期間を限定して、そこが一定自立できるようになるまでをいわゆる補助をしていくという場合がございますが、いわゆるそこで、先ほど申し上げましたのは施設、機械等設備をするときに各種団体に対して補助金を出して対応しておるということです。継続してそれやるという、機械にはなっていきませんので、いわゆるその機械を取得するときに、こういう事業を展開したいということに対して何割かの補助金を出すという形の形態が今までのいわゆる形式でございまして、今回もいわゆるこの機械をすべてもう団体へ貸し付けますよと、もう貸与しますよと、貸与であれば貸し付けなんですね。そこで自立して、そこでいわゆる管理をしてくださいという形になっていきますので、そういう形でとらまえていただければと思います。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑ありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 討論がないようですから、これで討論を終わります。

これから、議案第80号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第80号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第81号、財産の取得についてを議題とします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。財政課長、後藤博明君。

○財政課長（後藤博明君） 私のほうから、議案第81号を提案させていただきます。

議案第81号、財産の取得について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年香美市条例第58号）第3条の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 財産の種類 | 水槽付消防ポンプ自動車 |
| 2 | 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 | 契約金額 | 3,549万円 |
| 4 | 契約の相手方 | 高知県高知市春野町仁ノ1549番地
株式会社 中村防災サービス
代表取締役 中村彰宏 |
| 5 | 支出科目 | 平成21年度香美市一般会計予算 |

9 款 消防費 1 項 消防費 3 目 消防施設費

平成 21 年 7 月 28 日提出、香美市長 門脇槇夫

提案理由

平成 21 年 7 月 23 日付けで指名競争入札に付した水槽付消防ポンプ自動車を取得するものです。

2 枚目に入札結果記録として参考資料をつけておりますのでご参照ください。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 説明が終わりましたので、これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

22 番、西村芳成君。

○22 番（西村芳成君） まず、この車種ですね、どこのメーカーか、それとエンジンの総排気量はどれぐらいの車か、ちょっとそれをお尋ねしたいと思います。

○議長（中澤愛水君） 消防長、竹村 清君。

○消防長（竹村 清君） お答え申し上げます。

車種につきましてはまだ確認をしておりません。8 トン未満ということでの車両の選定をということになっております。それと、排気量につきましては水冷のディーゼルエンジンの 5,000 cc 以上という仕様書で入札しております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 11 番、片岡守春君。

○11 番（片岡守春君） お尋ねしますけど、これは、今まで香美市としてはこの同類のものは持ってなかったのかどうかということと、これ水のないところとか、それから初期消火で非常に早く行ったらすぐに水出せるとかいうようなことを素人考えでは思うんですけど、そういう目的なのか。水はどれほど積んで走って行って、どれほどな対応ができるもんか、そこがわかればお願いします。

○議長（中澤愛水君） 消防長、竹村 清君。

○消防長（竹村 清君） お答え申し上げます。

今度の車両につきましては、水槽つきポンプ自動車ということで、これまで配備しておりました水槽つきのポンプ自動車の更新でございます。これまで配備しておりました旧の車種につきましては、昭和 63 年ということで約 20 年、今年 11 月で 21 年になるところで更新をさせていただくものでございまして、今回の水槽の容量につきましては 1.2 立米、1.2 トンの水を水槽で保持しておるということで、先ほどご質問にありましたように現着即放水ということで、初期消火に対応できるようにしております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 5 番、織田秀幸君。

○5 番（織田秀幸君） この入札結果記録の一番下段ですが、指名理由として地域性またその実績ということで決めましたという、中村防災サービスですかね、具体的にそのこ

とについてちょっと教えていただけたらと思いますので。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、後藤博明君。

○財政課長（後藤博明君） お答えいたします。

地域性につきましては、全員高知県内の業者でございます。それから、実績につきましては、それぞれ指名入札申請書の中で、（その）分で拾い出して指名しております。

○議長（中澤愛水君） 4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） さっきのご答弁の中で更新というふうにお聞きしたんですが、同様のポンプ付きの消防車、ほかに香美市に何台ありますか？これ1台ですか？

○議長（中澤愛水君） 消防長、竹村 清君。

○消防長（竹村 清君） お答え申し上げます。

水槽つきポンプ自動車につきましてはこれだけでございまして、水槽を装備していないポンプ自動車はもう1台本署のほうにあります、それと分署にも1台ある。

以上です。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 討論がないようですから、これで討論を終わります。

これから、議案第81号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第81号は、原案のとおり可決されました。

以上で、今議会に付された事件はすべて議了しました。

閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本議会に上程されておりました議案は、すべて慎重な審議の上、適切妥当な決定がなされました。

梅雨が明ければ、いよいよ暑さも厳しくなってきました。議員各位におかれましては、健康に十分ご留意の上、市民全体の代表としての立場を十分自覚し、今後の議員活動に邁進されますよう、あわせて香美市の発展のため市民の代表者としての責任を果たしていけますようお願いをいたしまして閉会のあいさつといたします。

ここで、市長から発言を求められておりますので、これを許します。市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） どうもお疲れさまでございました。

提案させていただきました報告案件、また議案3件につきましてそれぞれ慎重なるご審議をいただきまして、ここに可決いただきました。本当にありがとうございました。

いよいよこれから梅雨明けも間近だと思いますが、なかなかはっきりとした天気が出ません。そうした中で、梅雨を明けますと大変暑い毎日でございます。選挙戦もたけなわになってこようと思います。皆さん方もそれぞれいろいろとお立場もございましょうのでまたご活躍もいただけることと思いますが、お体には十分気をつけていただきましてこの暑い夏をぜひ切り抜けていただきたいと思います。

また、9月議会にはぜひともよろしくお願いを申し上げます。ありがとうございました。

○議長（中澤愛水君） これをもって平成21年第4回香美市議会臨時会を閉会をいたします。

お疲れでございました。

（午前10時27分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 1 年 第 4 回

香美市議会臨時会会議録

卷 末 掲 載 文 書

平成21年第4回香美市議会臨時会会期及び会議（審査）の予定表

会 期	月 日（曜日）	会 議 等	
第1日	7月28日 （火）	本会議	・ 会議録署名議員の指名 ・ 会期決定 ・ 諸般の報告 ・ 議案提案説明～採決

21香美議発第51号
平成21年 7月28日

香美市長 門 脇 槇 夫 殿

香美市議会議長 中 澤 愛 水 ⑩

議決した議案等の送付について

平成21年第4回香美市議会臨時会において議決した下記の議案等を送付します。

記

議案 番号	案 件	議 決 年 月 日	議決の 結 果
議案 79	香美市営バス事業に係る施設の設置及び管理に 関する条例の一部を改正する条例の制定について	H21.7.28	可 決
議案 80	市有財産の無償貸付けについて	〃	〃
議案 81	財産の取得について	〃	〃

21 香美議発第50号
平成21年7月28日

香美市長 門脇 慎 夫 殿

香美市議会議長 中 澤 愛 水 ㊟

会議結果の報告について

地方自治法第123条第4項の規定により平成21年第4回香美市議会臨時会の会議結果を次のとおり報告します。

記

- | | |
|----------|--------------------|
| 1. 会議の別 | 臨時会 |
| 2. 開 会 | 平成21年7月28日 |
| 3. 閉 会 | 平成21年7月28日 |
| 4. 会 期 | 1日間 |
| 5. 議員の出欠 | 出席 23人 欠席 2人 |
| 6. 議案の提出 | 市長提出のもの 3件（議案 3） |
| 7. 議決の状況 | 可 決 3件（条例 1・その他 2） |
| 8. 議決書の写 | 別紙のとおり |
| 9. 会議録の写 | 作成次第後送 |